

会津坂下町空き店舗等改修支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、街なかの活性化とにぎわいの創出を図るため、空き店舗等を活用した新規出店に係る改修工事等を実施する事業者に対して、会津坂下町補助金等の交付等に関する規則（昭和60年会津坂下町規則第9号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗等 町内にある過去に店舗、倉庫、事務所その他の事業活動の施設であった建物で現在利用されていないもの。また、事業の用に供された実績が無い場合にあっては、店舗等として活用する範囲のことをいう。
- (2) 出店 改修工事等を実施する空き店舗等で事業を始めることをいう。
- (3) 事業者 法人、個人事業主又は団体で事業を行う者をいう。

(補助対象者)

第3条 第1条に規定する補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、空き店舗等を改修し出店する事業者で市区町村税等を滞納していないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者の代表者、役員、使用人その他従業員又は構成員等が次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

- (1) 会津坂下町暴力団排除条例（平成24年会津坂下町条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又はそれらに類似する業種を営む事業者
- (3) 国、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人、政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- (4) その他町長が適当でないと認める者

(補助対象区域)

第4条 町が指定する補助対象区域は、別表のとおりとする。

(補助対象事業)

第5条 補助対象者は、交付決定後に補助対象事業に着手しなければならない。

2 補助対象事業は、次の要件を全て満たす事業であるものとする。

- (1) 出店するために店舗の改修工事等を実施するもの
- (2) 補助対象事業完了の日から起算して、6か月以内に出店するもの
- (3) 出店する事業の2年以上の長期継続が見込めるもの（町長が認めるものを除く。）
- (4) 次に該当する事業を行うものではないこと。

ア 出店する事業内容が射幸心をそそるおそれがあるもの、公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの又は接待行為を伴うもの（マージャン店やパチンコ、ゲームセンター、スナック、キャバレー、ホストクラブ、バー、ダーツバー、ガールズバーなど）

イ 出店する事業の業種が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又はそれらに類似する業種であるもの

(補助の対象及び補助額)

第6条 補助対象経費は、次に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税を除くものとする。

- (1) 内装工事費、外装工事費、給排水衛生設備工事費、空調設備工事費、サイン工事費及び電気・照明・ガス工事費
- (2) デザイン委託費、工事設計委託費及び工事監理業務委託費
- (3) 建物と一体となって機能する設備導入費及び備品の購入費
- (4) その他、町長の認める対象経費

2 補助率は補助対象経費の2分の1以内の額（千円未満切捨て）とし、下限を10万円、上限を100万円とする。

3 補助金の交付は、1事業者につき1店舗限りとする。

4 補助対象事業について、国及び県等から補助金（この要綱に基づく補助金以外のものをいう。）を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を差し引いた額を算定の基礎とする。

5 国及び県等の補助金（この要綱に基づく補助金以外のものをいう。）に申請している

場合は、当該補助対象経費は補助対象経費から除く。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助対象者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 出店計画書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(任意様式)
- (3) 収支予算書(様式第2号)
- (4) 経歴書及び身分証の写し(個人)又は登記事項証明書の写し(法人)
- (5) 完納証明書の写し(町税に未納がないことの証明書(税務管理班での税証明書)、法人に課税がない場合は代表者のもの)

※町外に本店があり、又は町外の住民基本台帳に記載されている事業者は、当該市区町村の納税証明書の写し(納税状況が分かるもの(法人に課税がない場合は代表者のもの))を併せて提出

- (6) 賃貸借契約書、売買契約書又は建築工事請負契約書の写し
- (7) 設計図書(図面又は仕様書)
- (8) 工事見積書等(補助対象経費が確認できる書類)
- (9) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の20パーセント以内の変更で補助金の額の変更を伴わないもの
- (2) その他事業計画の細部を変更するもの

2 規則第6条第1項第5号の別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象者は、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならないこと。
- (2) 補助対象者は、当該店舗において自ら継続して営業すること。
- (3) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。

(変更承認の申請)

第9条 補助対象者は規則第6条第1項に規定する補助事業等(変更・中止・廃止)申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 変更収支予算書（様式第3号）
- (2) 工事変更見積書等（補助対象経費が確認できる書類）
- (3) その他町長が必要と認める書類
（実績報告）

第10条 補助対象者は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、規則第13条に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第4号）
- (2) 事業実績報告書（様式第5号）
- (3) 事業に要した経費の領収書等の写し
- (4) 店舗の外観及び内装の施工前及び施工後の写真
- (5) 関係法令等に適合する旨を確認できる書類
- (6) 許認可等を要する業種にあっては、許可証等の写し
- (7) 個人事業開業届出書（税務署の收受印があるもの）の写し（個人）又は履歴事項全部証明書の写し（法人で当該空き店舗を支店登記した場合）
- (8) その他町長が必要と認める書類
（補助金の支払）

第11条 補助金は、規則第14条の規定により補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要がある場合については、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。

- 2 補助対象者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金精算（概算）払請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。
（補助金の返還）

第12条 町長は、次に掲げる事項に該当する場合は、規則第17条の規定により期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 創業した日から起算して2年以上継続して営業を行わない場合（創業者の責めに帰さない場合を除く。）
- (2) 前号のほか、補助金交付の目的に反し、町長が適当でないと認める場合
（委任）

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された補助事業については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

補助対象区域	会津坂下町第六次振興計画にて示した 「賑わいゾーン」（県道会津坂下会津高 田線沿線における、県道会津坂下河東線 との接続部から諏訪神社前までの区間）
--------	---